国民健康保険だより

平成26年度から国民健康保険税の課税方式が変わります

国民健康保険は国民皆保険制度を支える医療保険制度であり、皆さんの健康を維持するうえで重要な役割を担っています。その運営は加入者の皆さんから納めていただく国民健康保険税が主な財源となっています。
この国民健康保険税の課税方式が次のように変わります。

■ 今までの課税方式は？

国民健康保険税の税額は、所得割・資産割・均等割・平等割を合計（4方式）して算出していました。

■ これからの課税方式は？

平成26年度からは、資産割を廃止して3方式に変わります。

4方式	所得割	加入者の所得に応じて算出
	資産割	固定資産税額に応じて算出
	均等割	加入者一人につき定額
	平等割	一世帯につき定額

→

3方式	所得割
	均等割
	平等割

■ 資産割を廃止する理由は？

- 固定資産税額に応じて課税するため二重課税との批判がある。
- 市外の資産には課税されず不公平感がある。
- 後期高齢者医療制度をはじめ他の健康保険で資産に応じて課税する制度はなく、不均衡感がある。
- 自宅など収益性のない土地建物も対象となっている。
- 年金生活で所得はないのに持ち家に住んでいるというだけで応分の負担が生じる。

こうした点を踏まえ、国民健康保険運営協議会における検討を行い、資産割を廃止することとしました。

■ 全体の課税総額に変更はありません

資産割廃止による保険税不足分を補うため所得割、均等割、平等割を引き上げますが、平成25年度の課税総額と変わらないようにしました。

区分	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
所得割	5.6％	5.8％	1.3％	1.4％	1.3％	1.4％
資産割	16.0％	廃止	4.0％	廃止	3.0％	廃止
均等割	20,500円	22,600円	5,800円	6,400円	6,400円	7,000円
平等割	18,900円	21,000円	5,400円	6,000円	3,900円	4,300円
課税限度額	500,000円	510,000円	130,000円	140,000円	100,000円	120,000円

■ 新たに独自軽減を実施

これまでも所得が一定額以下の世帯は、均等割と平等割が軽減される法定軽減制度がありました。今回の独自軽減は法定軽減適用後の均等割から、さらに10％を軽減するもので、急激な負担増とならないよう軽減を強化しました。

平成26年度から特別徴収の平準化ができるようになります

■ 特別徴収って？

国民健康保険税の納税方法のうち、年金からの天引きにより納めていただく方法のことです。一方、現金納付（口座振替を含む）のことを普通徴収といいます。

■ こんな人が対象です

- 国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯
- 世帯主本人が国民健康保険加入者
- 世帯主の年金が年額18万円以上で介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金額の2分の1を超えない。
- 世帯主の介護保険料が特別徴収になっている。
- 年金を担保にしていない。

以上の条件をすべて満たしている場合のみ特別徴収となります。なお、口座振替との選択も可能です。

■ 特別徴収のイメージ

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収				○	○	○	○	○	○	○	○	
特別徴収	○ 仮徴収		○ 仮徴収		○ 仮徴収		○ 本徴収		○ 本徴収		○ 本徴収	

保険税が確定してから7月に通知する普通徴収に対して、特別徴収は当該年度の保険税が確定する前に見込みで仮徴収を行い、年税額から仮徴収額を差し引いた金額を本徴収する仕組みです。このため仮徴収期間と本徴収期間では税額が大きく異なることがあります。

■ 納税通知書をご確認ください

【年税額18万円の例】

平成25年度	仮　徴　収			本　徴　収			年税額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
特別徴収額	20,000円	20,000円	20,000円	40,000円	40,000円	40,000円	180,000円

このように仮徴収と本徴収で金額に大きな偏りが生じていませんか？そこで、特別徴収額が年間を通してできるだけ均等（平準化）になるように調整することができます。

平準化適用のありなしを
比較すると…

平成26年度	仮　徴　収			本　徴　収			年税額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
適用なし	40,000円	40,000円	40,000円	20,000円	20,000円	20,000円	180,000円
適用あり	40,000円	25,000円	25,000円	30,000円	30,000円	30,000円	

平準化を適用するとこのように変わります。まだ少し偏りが残っていますが、平成27年度には特別徴収額が年間を通して1回につき3万円になります。

■ 申請が必要です

平準化の適用には申請が必要ですので、希望される人は手続きをお願いします。

※平準化は月ごとの納付額を調整するもので、保険税の総額が変わるわけではありません。また、年度ごとに所得の変動が大きい場合は、平準化の効果が出ないことがあります。不明な点はお尋ねください。

○申請手続きに必要なもの
- 保険証
- 印鑑
- 平成24年中の所得と平成25年中の所得が大きく変わる場合は、平成25年中の所得が確認できるもの（国保加入者全員分）

○申請受付期限　3月31日（月）

▶申請場所・問合せ　国保医療課（☎95-0123）へ。